

公布された条例のあらまし

◆高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

1 条例改正の目的
平成27年に行われた国勢調査の結果及び市町村の実情を考慮し、高知県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることとした。

2 施行期日
この条例は、次の一般選挙から施行することとした。

◆高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

1 条例改正の目的
個人情報に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が一部改正されたこと及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行による行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）が一部改正されたことを考慮し、個人識別符号及び要配慮個人情報に係る規定を新たに整備するとともに、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針に係る規定を削除することとした。

2 施行期日
この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的
国家公務員の育児休業等について規定した人事院規則の一部改正を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

1 条例改正の目的
雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）の施行による雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正を考慮し、特定退職者等に対して支給する基本手当の給付日数の延長事由として個別延長給付を追加するとともに、移転費の支給対象者として、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就く者を加える等必要な改正をすることとした。

2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例等の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

1 条例改正の目的
地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の事業税、不動産取得税及び自動車取得税について必要な改正をすることとした。

2 主要な内容
(1) 個人の事業税
租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予について

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

| 条 例 | ページ |
|--|-----|
| ◎高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 | 4 |
| ◎高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例 | 4 |
| ◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 5 |
| ◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | 5 |
| ◎高知県税条例等の一部を改正する条例 | 6 |
| ◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 | 8 |
| ◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 | 9 |
| ◎高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 | 9 |
| ◎高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例 | 9 |
| ◎高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 9 |
| ◎高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例 | 10 |
| ◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 10 |
| ◎高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例 | 10 |

て、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(高知県税条例の一部を改正する条例(平成27年高知県条例第56号)第3条)

(2) 不動産取得税

ア 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあっては、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずること。(第71条)

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定について、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。こと。(第75条の2第5項)

ウ 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定について、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。こと。(第75条の2第6項)

エ 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業(利用定員が5人以下であるものに限る。)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定について、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。こと。(第75条の2第7項)

(3) 自動車取得税

ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次に掲げる自動車を軽減対象に追加した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2第2項)

(ア) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であって平

成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率にそれぞれ100分の25、100分の40、100分の50、100分の60又は100分の75を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2第3項から第7項まで)

ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置について、ガソリン自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であることと見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2第8項)

エ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(以下「環境対応車」という。)ですべて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2の3第1項から第5項まで)

(ア) 取得価額から45万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車(乗用車であって、平成32年度基準エネルギー消費効率及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。))を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(以下「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)に限る。)に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の210を乗じて得た数値以上であることとする。こと。

(イ) 取得価額から35万円を控除する特例措置について、次の軽減対象を追加すること。

a アの(ア)のガソリン自動車

- b ガソリン自動車（乗用車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。
- c アの(イ)の石油ガス自動車
- (ウ) 取得価額から5万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車（乗用車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であることとする。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、2の(1)及び2の(2)のイからエまでは公布の日から施行することとした。

◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が一部改正され、併せて山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成29年総務省令第28号）の施行により過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）が一部改正されたことを考慮し、過疎地域における県税の課税免除措置の適用要件としての当該課税免除の対象となる設備について変更しようとするとともに、製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をすることとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から適用することとした。

◆半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成29年総務省令第28号）の施行により半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をすることとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から適用することとした。

◆高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

1 条例改正の目的

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成29年総務省令第28号）の施行により地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が一部改正されたことを考慮し、特定業務施設用設備に係る所得金額等の計算に係る当該特定業務施設用設備の事業区分について変更をすることとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から適用することとした。

◆高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例（高知県条例第32号）

1 条例改正の目的

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第63号）の施行により児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

1 条例改正の目的

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成29年厚生労働省令第38号）の施行により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が一部改正されたことに伴い、情緒障害児短期治療施設の名称を児童心理治療施設に改めることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成29年4月1日から適用することとした。

◆高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

1 条例改正の目的

独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）が一部改正され、新たに給付型奨学金制度として学資支給金が創設されるとともに、旧来の貸与型の学資金が学資貸与金とされたことを考慮し、関係条例について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第35号）

1 条例改正の目的

精密熱カレンダー装置を新たに県民の利用に供することに伴い、手数料の上限額を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成29年8月1日から施行することとした。

◆高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第36号）

1 条例改正の目的

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年^{総理府}建設省令第3号）が一部改正

されたことを考慮し、同令の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第24号

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

| | | |
|----------------------|-------------------------|----|
| 高岡郡選挙区 | 高岡郡 | 3人 |
| 中土佐町・榑原町・津野町・四万十町選挙区 | 高岡郡のうち中土佐町 榑原町 津野町 四万十町 | 2人 |
| 佐川町・越知町・日高村選挙区 | 高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村 | 1人 |

に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第25号

高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例

高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）ただし、個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項が含まれる個人情報をいう。

第7条第1項第6号中「項目」を「項目（要配慮個人情報が含まれているときは、その旨）」に改める。

第8条第3項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第16条第1項第2号中「含む。」を「含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの」に改める。

第34条第4項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」を「行政機関個人情報保護法」に改める。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第26号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第3条第6号中「別居したこと」を「別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」に改める。

第4条中「別居したこと」を「別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」に改める。

第11条第7号中「別居したこと」を「別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第27号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第7項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第8項第5号中「公共職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」に改める。

附則に次の1項を加える。

36 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」とする。

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第8項第5号の改正規定及び附則第4項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第

10条第7項及び附則第36項の規定は、平成29年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第10条第7項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第36項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であって職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が適用日以後であるものについて適用する。
- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第8項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第10条第12項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第28号

高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「差押」を「差押え」に改める。

第37条中「のいずれかに掲げる者」を「に掲げる者のいずれか」に改める。

第70条第2項第2号中「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める。

第71条第2項中「においては」を「には」に、「場合は」を「場合には」に、「なされた」を「あった」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「専有部分的取得」を「専有部分（以下この条において「専有部分」という。）の取得」に、「においては」を「には」に、「1棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この条において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によって算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等」を「程度その他法第73条の2第4項に規定する総務省令で定める事項」に、「法第73条の2第4項」を「同項」に、「次項」を「第6項」に、「」によって」を「」により」に改め、同条第11項中「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があった」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中「建物の区分所有等に関する法律第2条第4項に規定する」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第2項に規定する」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例

によって算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「割合によって」を「割合（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があった場合には、前項各号に定める専有部分的床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分的床面積の合計に対する割合）により」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第1項第1号に規定する建築物であって、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの（以下この条において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分的取得があった場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分的床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分的床面積の合計に対する割合（専有部分的天井の高さ、附帯設備の程度その他法第73条の2第5項に規定する総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同項に規定する総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）によりあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして、不動産取得税を課する。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分的床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第3条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分的床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分的床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して法第73条の2第5項第1号に規定する総務省令で定めるところにより補正した当該専有部分的床面積

(2) 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分的床面積
第75条の2に次の3項を加える。

5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

6 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

7 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

第80条第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

第86条第3項、第86条の2第8項、第86条の3第8項、第86条の4第7項、第86条の5第7項、第87条第7項及び第88条第7項中「第71条第9項」を「第71条第10項」に改

める。

第202条第1項中「に対し」を「について」に改め、同項第2号及び第4号中「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める。

付則第18条の3第8項中「第71条第9項」を「第71条第10項」に改める。

付則第22条の2第2項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項に規定する総務省令で定めるものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項第1号イに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(i)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(ii)に規定する総務省令で定めるもの（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2第2項第4号イ(2)に規定する総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平

成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第2項第2号に規定する総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(1)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(2)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第3項及び第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア(イ)中「基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び付則第22条の2の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号中「（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同号ア(ア)中「道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(1)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成30年石油ガス軽中量車基準」に改め、同号ア(イ)中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(2)に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「平成17年石油ガス軽中量車基準」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号ア(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改める。

付則第22条の2の3第1項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第5号ア(ウ)中「100分の195」を「100分の210」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第1号中「第22条の2第2項」を「第22条の2第2項第1号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に

限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第2項第2号イに規定する総務省令で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第2項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2の3第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 付則第22条の2第2項第2号に掲げる石油ガス自動車

付則第22条の2の3第3項から第5項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号ア(ウ)中「100分の138」を「100分の150」に改める。

(高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 高知県税条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち高知県税条例第69条の改正規定中「第41条の19の5第1項」を「第40条の3の3第1項又は第41条の19の5第1項」に、「」をした場合（事業を行う個人が租税条約の規定に基づき当該個人に係る）を「以下この項において同じ。」をした場合又は「に」、「又は締約者」を「若しくは締約者」に改め、「（租税特別措置法第40条の3の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を削り、「を含む。」には「には」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に、「租税特別措置法第40条の3の3第12項第1号」を「同法第40条の3の3第12項第1号」に、「にあつては」を「には」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中高知県税条例第75条の2の改正規定及び第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中高知県税条例第37条、第70条及び第202条の改正規定 平成31年1月1日

（不動産取得税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 新条例第71条第5項及び第6項の規定は、平成29年4月1日以後に新築された同条第5項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第

69号）第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分（以下この項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。）の施行日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月1日前に新築された第1条の規定による改正前の高知県税条例第71条第4項の1棟の建物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の施行日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第29号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業用設備」を「農林水産物等販売業用設備」に改める。

第2条第4号中「情報通信技術利用事業用設備」を「農林水産物等販売業用設備」に、「情報通信技術利用事業（）」を「農林水産物等販売業（）」に、「情報通信技術利用事業を」を「農林水産物等販売業を」に改める。

第3条第1項中「情報通信技術利用事業用設備」を「農林水産物等販売業用設備」に、「情報通信技術利用事業用又は」を「農林水産物等販売業用又は」に改め、同項第1号中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「情報通信技術利用事業用設備」を「農林水産物等販売業用設備」に、「情報通信技術利用事業又は」を「農林水産物等販売業用設備」に改める。

第4条第1項第1号中「情報通信技術利用事業用設備」を「農林水産物等販売業用設備」に改め、同号ア中「電気供給業、」を「電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）」に改め、同条第2項中「第9項及び第10項」を「第11項及び第12項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第1号アの規定は平成29年3月31日から、新条例第3条第1項並びに同項第1号及び第3号並びに第4条第1項第1号の規定は同年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 新条例第4条第1項第1号アの規定は、平成29年3月31日以後に新設又は増設をされる製造事業用設備、情報通信技術利用事業用設備又は旅館業用設備について適用し、同日前に新設又は増設をされた製造事業用設備、情報通信技術利用事業用設備又は旅館業用設備については、なお従前の例による。
- 新条例第3条第1項並びに同項第1号及び第3号並びに第4条第1項第1号の規定は、平成29年4月1日以後に新設又は増設をされる製造事業用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備について適用し、同日前に新設又は増設をされた製造事業用設備、情報通信技術利用事業用設備又は旅館業用設備については、なお従前の例による。

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第30号

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「情報通信技術利用事業用設備又は」を「農林水産物等販売業用設備又は」に、「農林水産物等販売業用設備の」を「情報通信技術利用事業用設備の」に改め、同条第1号から第5号までの規定中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

第4条第1項第1号ア中「電気供給業、」を「電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。））」に改め、同条第2項中「第9項及び第10項」を「第11項及び第12項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項第1号アの規定は平成29年3月31日から、新条例第3条第1号から第5号までの規定は同年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 新条例第4条第1項第1号アの規定は、平成29年3月31日以後に新設又は増設をされる製造事業用設備、有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備について適用し、同日前に新設又は増設をされた製造事業用設備、有線放送業等用設備、情報通信技術利用事業用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備については、なお従前の例による。

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第31号

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成27年高知県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「同条第16項」を「同条第15項」に改める。

第3条第1号中「第5条第19項」を「第5条第18項」に改め、同条第2号中「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に改める。

第5条第1項第1号中「電気供給業」を「電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。））」に改め、同条第2項中「第9項及び第10項」を「第11項及び第12項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第5号及び第3条第1号の改正規定は、規則で定める日から施行する。
- この条例による改正後の高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（次項において「新条例」という。）第5条第1項第1号の規定は、平成29年3月31日から適用する。
（経過措置）
- 新条例第5条第1項第1号の規定は、平成29年3月31日以後に新設又は増設をされる特定業務施設用設備について適用し、同日前に新設又は増設をされた特定業務施設用設備については、なお従前の例による。

高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第32号

高知県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

高知県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第44条の3」を「第44条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第33号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号）の一部を次のように改正する。

「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。
（家庭支援専門相談員の要件に関する経過措置）
- 平成29年3月31日以前に、この条例による改正前の高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第94条第4項に規定する情緒障害児短期治療施設において児童の指導に従事した者については、新条例第94条第4項に規定する児童心理治療施設において児童の指導に従事した者とみなす。
（児童心理治療施設の長の要件に関する経過措置）
- 平成29年3月31日以前に、旧条例第95条第1項第3号に規定する情緒障害児短期治療施設の職員として勤務した者については、新条例第95条第1項第3号に規定する児童心理治療施設の職員として勤務した者とみなす。

高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第34号

高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例

（高知県産業人材定着支援基金条例の一部改正）

第1条 高知県産業人材定着支援基金条例（平成28年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第5条中「学資金（）」を「学資貸与金（）」に、「学資金をいい」を「学資貸与金をいい」に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第3号中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第6条から第10条までの規定及び第14条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

（高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正）

第2条 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年高知県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「学資の貸与」を「学資の貸与若しくは支給」に改める。

（高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部改正）

第3条 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「学資の貸与」を「学資の貸与若しくは支給」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第35号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「13,100円」を「13,100円（精密熱カレンダー装置によるものにあつては、22,100円）」に改める。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第36号

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「（117の2-A）」を「（117の3-A）」に、「（118の3-A）」を「（118の4-A）」に、「（118の3-B）」を「（118の4-B）」に、「（118の4-A）」を「（118の5-A）」に、「（118の4-B）」を「（118の5-B）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。